

令和8年4月時点

**【訪問看護ステーションの皆様へ】
訪問看護（医療保険）における
オンライン資格確認、オンライン請求の導入手順（詳細版）**

厚生労働省保険局

訪問看護レセプトのオンライン請求・オンライン資格確認

凡例 オンライン請求 : マーカー
オンライン資格確認 : マーカー

- 訪問看護ステーションにおいて、令和6年6月よりレセプトのオンライン請求とオンライン資格確認を開始しました。
- また、令和6年（2024年）12月2日より従来の健康保険証が新たに発行されなくなり、マイナ保険証を基本とする仕組みに移行したことに伴い、オンライン請求・オンライン資格確認が義務化となっています。健康保険証の新規発行の終了は、国民の不安払拭のための措置が完了することが大前提であり、医療現場に混乱が生じないように、安心してマイナ保険証を利用できる環境を実現します。

近時の動き

- 令和5年11月30日 居宅同意取得型のプレ運用開始 ※医療機関・薬局向け
改正請求命令・省令の公布
※ 訪問看護療養費及び公費負担医療に関する費用の請求に関する命令の一部を改正する命令（令和5年内閣府・厚生労働省令第9号）
※ 保険医療機関及び保険医療養担当規則等の一部を改正する省令（令和5年厚生労働省令第147号）
- 令和6年1月12日 通知発出
※ 訪問看護療養費及び公費負担医療に関する費用の請求に関する命令及び指定訪問看護の事業の人員及び運営に関する基準等の一部改正に伴う実施上の留意事項について
※ 指定訪問看護事業者に係る電子情報処理組織を用いた費用の請求に関する取扱いについて
※ 「**オンライン資格確認**等、レセプトの**オンライン請求**及び健康保険組合に対する社会保険手続きに係る電子申請システムに係るセキュリティに関するガイドライン」等の改正について
- 令和6年1月15日 医療機関等向け総合ポータルサイトでの新規ユーザー登録等開始
- 令和6年2月1日 **オンライン請求**システム/**オンライン資格確認**等システムへの接続試験・運用テスト等が可能に
- 令和6年6月1日 令和6年度診療報酬改定・介護報酬改定（医療系サービス分）の施行
オンライン請求・オンライン資格確認の開始（請求は7月請求分から）
- 令和6年10月31日 義務化時点で導入できない場合の経過措置の届出〆切（R6.4～）
- 令和6年12月2日 **オンライン請求・オンライン資格確認の義務化**（請求は12月請求分から）**経過措置**

（参考）請求命令・省令改正に伴う取扱いや届出の様式等については、厚生労働省・支払基金HP等において掲載。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000190624_00002.html

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_08280.html#onsk_gimuka

https://www.ssk.or.jp/oshirase/special_houkanr0601.html

経過措置（オンライン請求・オンライン資格確認）

- 令和6年12月2日時点で、下記のやむを得ない事情がある訪問看護ステーションについては、**令和6年10月31日まで**に、原則として、医療機関等向け総合ポータルサイトに開設する「[届出フォーム](#)」（令和6年4月開設）から、訪問看護ステーションごとに届出を行うことで、期限付きの経過措置の適用を受けることができます。
- やむを得ない事情により導入が間に合わない・できない訪問看護ステーションは、経過措置の届出をお願いします。②のシステム整備中の届出には、システムベンダとの契約日や契約者双方を確認できる契約書・注文書等の添付が必要となります。

やむを得ない事情	期限	オンライン 請求	オンライン 資格確認
① 電気通信回線設備に障害が発生した場合	障害が解消されるまで	○	×
② 令和6年10月末までにベンダーと契約締結したが、導入に必要なシステム整備が未完了の場合（システム整備中）	システム整備が完了する日まで （遅くとも令和7年6月末まで）	○	○
③ オンライン請求 ／ オンライン資格確認 に必要な光回線ネットワーク環境が整備されていない場合（ネットワーク環境事情）	オンライン請求 ／ オンライン資格確認 に必要な光回線ネットワーク環境が整備されてから6ヶ月後まで	○	○
④ 改築工事中的の場合	改築工事が完了するまで	○	○
⑤ 廃止・休止に関する計画を定めている場合	廃止・休止まで （遅くとも令和7年6月末まで）	○	○
⑥ その他特に困難な事情がある場合 ※ 常勤の看護職員その他の従業者の年齢が、平成30年3月31日において、いずれも65歳以上（令和6年3月31日現在において、いずれも71歳以上）である場合 【介護保険における オンライン請求 の経過措置と同じ】 ※ ①～⑤の類型と同視できるか個別判断	特に困難な事情が解消されるまで	○	○

※ ①電気通信回線設備に障害が発生した場合等に[オンライン請求](#)のみの経過措置の届出を行う場合には、総合ポータルサイトから提出するのではなく、紙媒体の猶予届出書を、請求と同時に、都道府県の支払基金及び国保連の両方に提出すること。

(参考) 経過措置の届出様式

(別添)

オンライン請求及びオンライン資格確認導入の猶予届出書

様式

I. 訪問看護ステーションの基本情報

① 名称			
② 電話番号	-	-	
④ 所在地	〒		
	(都道府県)		
③ 保険機関コード	6		
	都道府県番号	点数表番号	指定訪問看護ステーションコード(7桁)

II. 届出内容

⑤ 経過措置の届出を行う内容

ア. オンライン請求とオンライン資格確認の両方(⑥の猶予類型も共通)
 イ. オンライン請求のみ
 ウ. オンライン資格確認のみ

⑥ 該当する経過措置の猶予類型

- 第1号: 電気通信回線設備に障害が発生した訪問看護ステーション【⑤イを選択した場合のみ】
- 第2号: 令和6年10月末までにシステム事業者と契約締結したが、導入に必要なシステム整備が未完の訪問看護ステーション(システム整備中)
- 第3号: オンライン請求又はオンライン資格確認に接続可能な光回線のネットワーク環境が整備されていない訪問看護ステーション(ネットワーク環境事情)
- 第4号: 改築工事中の訪問看護ステーション
- 第5号: 廃止・休止に関する計画を定めている訪問看護ステーション
- 第6号: その他特に困難な事情がある訪問看護ステーション

⑦ ⑥の選択に応じた補足事項

第1号	回線機能障害の理由	
第2号	システム事業者との契約日 (遅くとも2024年10月末)	西暦 年 月 日
	作業完了見込み時期 (遅くとも2025年6月末)	西暦 年 月
第3号	光回線のネットワークの整備状況(1.整備されていない/2.整備された)	
	(2.の場合 整備された時期	西暦 年 月 日)
第4号	工事開始日	西暦 年 月 日
	工事終了予定日	西暦 年 月 日
第5号	廃止又は休止予定日 (遅くとも2025年6月末)	西暦 年 月 日
第6号	特に困難な事情として、右の状況にある。	
	ア: 常勤の看護職員その他の従業者の年齢が、平成30年3月31日において、いずれも65歳以上である(=全員の生年月日が昭和28(1953)年4月1日より前) (最も若い常勤職員の生年月日 西暦 年 月 日)	
	イ: その他第1号～第5号と同視できる特に困難な事情がある場合(※以下に具体的な内容を記載)	

⑧ 備考

上記のとおり届け出ます。

西暦 年 月 日

代表者名

審査支払機関
厚生支局 御中

住所 〒
メールアドレス:

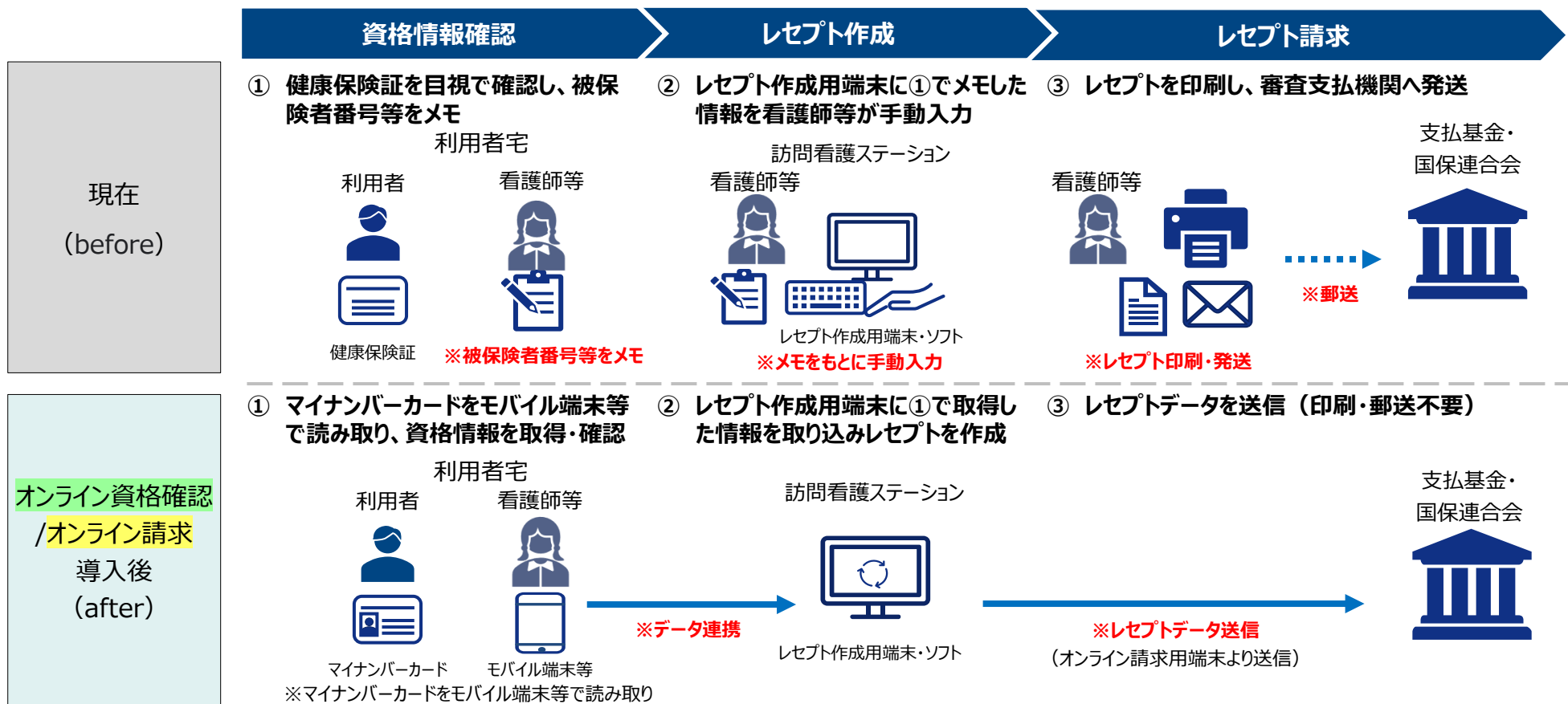
(記入等に当たっての留意点)

- 青色セル部分に必要な記載を行った上、あらかじめ(2024年10月末までに、原則として医療機関等向け総合ポータルサイトを経由して審査支払機関及び地方厚生(支)局)に届出を行うこと。
 - ①・②・④欄には、指定訪問看護事業者の指定申請書により届け出た記載内容を記入すること。
 - ③欄には、該当の保険機関コード(先頭から順に該当の都道府県番号(2桁)、点数表番号(1桁))=6、指定訪問看護ステーションコード(7桁)を記入すること。
(参考)都道府県番号:北海道01、青森02、岩手03、宮城04、秋田05、山形06、福島07、茨城08、栃木09、群馬10、埼玉11、千葉12、東京13、神奈川14、新潟15、富山16、石川17、福井18、山梨19、長野20、岐阜21、静岡22、愛知23、三重24、滋賀25、京都26、大阪27、兵庫28、奈良29、和歌山30、鳥取31、島根32、岡山33、広島34、山口35、徳島36、香川37、愛媛38、高知39、福岡40、佐賀41、長崎42、熊本43、大分44、宮崎45、鹿児島46、沖縄47
 - ⑤欄には「ア～ウ」のうち経過措置の届出を行う内容を選択して記入すること。
 - ⑥欄には「第1号～第6号」のうち届け出せる経過措置の猶予類型を選択して記入すること。
 - ⑦欄には⑥欄の選択に応じて補足事項を記入すること。特に
 - 第1号の場合、電気通信回線設備の機能障害によりオンライン請求を行うことができなくなった理由を記入すること。ただし、その理由の判明が当該届出書を届け出せるまでに判明しない場合は、その旨を記入すること。
 - 第3号の場合、光回線のネットワークの整備状況について「1.整備されていない/2.整備された」のうち該当するものを選択して記入すること。また、光回線のネットワークが整備されてから間もない(6か月以内)場合には、「2.整備された」と記入した上で、光回線のネットワークが整備された時期を記入すること。
 - 第6号の場合、「ア・イ」のうち特に困難な事情として該当するものを選択して記入すること。その際、「ア」と記入した場合は、常勤の看護職員その他の従業者のうち最も若いものの生年月日を記載欄に記入すること。また、「イ」と記入した場合は、その具体的な内容を記載欄に記入すること。例えば、第1号～第5号又は第6号アの条件を満たす項目と同視できる事情(「休廃止を予定している(時期未定)」)、「介護保険で紙レシートによる請求を行っている」等を複数抱えている場合は、個別判断がされ、経過措置の対象となる場合があること。
- (添付書類について)
- 届出を行う際、併せて⑥欄で選択した猶予類型に応じて以下の書類を添付すること。
 - 第1号: ⑦欄に記入する理由を確認できる書類又は証明書
 - 第2号: 契約書や注文書の写しなど、契約日又は申込日(令和6年10月末までに締結されたものに限る。)及び契約者双方の名称が記載され、システム事業者と契約したことが確認できる書類
 - 第6号: アの場合は、最も若い常勤職員の生年月日が確認できる書類(看護師免許の写し等)イの場合は、困難な事情を確認できる書類がある場合はその書類(の写し)
 - なお、書類漏れ等の不備がある場合は、届出書を返戻する場合があること。

(参考) オンライン資格確認・オンライン請求のビフォーアフター

オンライン資格確認/オンライン請求を導入することで

- 最新の資格情報をその場で確認できることや、審査支払機関が職権で資格情報の軽微な不備を補正できるため、返戻となるレセプト数の減少が見込めます。
- レセプト作成時、資格情報（被保険者番号等）の手入力が不要となります。
- レセプトの印刷・発送作業が不要になり、請求に係る時間が短縮されます
- 利用者から同意取得後、診療/薬剤情報・特定健診情報の閲覧が可能になり、訪問看護に活用できます。



- **オンライン資格確認、オンライン請求**
導入までの作業の流れ

導入に向けた準備作業の概要

1.


見積依頼・発注


1-1


見積のご相談・ご依頼


まずは①導入支援事業者(注)と②現在契約しているレセプト作成用端末(レセコン)の事業者にご相談し、見積依頼を進めてください。

◆主な見積対象

 モバイル端末等
(現在お使いの業務端末も併用可)

 オンライン資格確認/
オンライン請求用端末
(導入支援事業者)

 レセプト作成用端末・
ソフト(現在契約している
レセコンのソフト改修)

 オンライン資格確認/
オンライン請求用
ネットワーク回線の敷設
(IP-VPN接続方式または
IPsec+IKE接続方式)
(導入支援事業者)

< ☑チェックリスト >

- 現在の利用状況の確認
- 見積のご相談・ご依頼

1-2

発注

見積内容を確認後、発注を行ってください。

発注後、導入支援事業者等と相談しつつ、導入に向けた準備作業を行ってください。

◆発注までの流れ

 見積内容の確認

 発注(契約)

< ☑チェックリスト >

- 発注

2.

導入・運用準備


2-1

導入

まず、下記1.の各利用申請を行ってください。システムの導入・機器のセットアップ、ネットワークの設定、不正ソフトウェア対策などのセキュリティ対策を実施してください。こうしたセットアップについて、導入支援事業者に対して、支援をご相談ください。

また、現在契約しているレセプト作成用端末(レセコン)または、レセプト作成用ソフトの事業者へレセコンまたは、ソフト改修を行っていただきます。

◆導入準備例

 システム導入・機器の
セットアップ

< ☑チェックリスト >

1. 総合ポータルサイトにおいて

- 「新規ユーザー(アカウント)登録」
- オンライン資格確認利用申請
- オンライン請求利用申請
- 電子証明書発行申請
※オンライン資格確認/オンライン請求共通です

2. 現地での導入手続

- オンライン資格確認/オンライン請求システムの
セットアップ(導入支援事業者)
- レセプト端末のソフト改修(レセコン事業者)
- 接続・運用テスト

2-2

運用準備

業務等の変更点を確認し、運用開始に向けた各種準備を行ってください。

居宅等での利用者への対応やステーションでの事務などをイメージいただき、導入後の業務等の確認を行ってください。

◆運用準備例

 業務の確認

< ☑チェックリスト >

- 業務等の変更点の確認

(注) 導入支援事業者に関してはP49をご参照ください

上記は一般的な準備のステップとなります。各事業所でお使いのネットワーク状況やご契約のレセプト作成用端末(レセコン)などの状況に応じて、準備作業のステップ等が異なることが想定されるため、まずは導入支援事業者にご確認ください!



STEP 01 : 見積のご相談・ご依頼

見積のご相談・ご依頼

現在の利用状況を踏まえた見積のご相談・ご依頼を行ってください

※①導入支援事業者と②現在契約しているレセプト作成用端末（レセコン）の事業者とで調整先が異なる点にご留意ください

☑チェックリスト

☐現在の利用状況の確認

- ーレセプト作成用端末・ソフトの有無、製品名
- ーネットワーク回線の確認 ※事業者名、回線種別、サービス名

☐見積のご相談・ご依頼

- ー導入支援事業者へ**オンライン資格確認**及び**オンライン請求**の導入について見積をご相談・ご依頼し、導入を希望する時期もお伝えください。（導入支援事業者には、お使いのレセプト作成用端末の事業者・製品名、ネットワーク回線の状況等もお伝えください。）
- ー並行して、レセプト作成用端末（レセコン）の事業者にもソフト改修の見積をご相談・ご依頼ください。

◆主な見積対象



モバイル端末
(現在お使いの業務端末も併用可)

※導入支援事業者がパッケージ商品として販売する可能性があります



**オンライン資格確認/
オンライン請求用端末**

見積依頼先：導入支援事業者



レセプト作成用端末/
レセプト作成用ソフト
(現在契約しているレセコンのソフト改修)

見積依頼先：レセプト作成用端末（レセコン）の事業者



**オンライン資格確認/
オンライン請求用ネットワーク回線**
の敷設(IP-VPN接続方式またIPsec+IKE接続方式)

見積依頼先：導入支援事業者

STEP 02 : 発注

発注

導入支援事業者とレセプト作成用端末（レセコン）の事業者から受領した見積内容を確認後、
発注を行ってください

できるだけ早期にオンライン資格確認/オンライン請求に係る各種申請手続きを行ってください

チェックリスト

発注

【留意事項】

- ✓ 導入支援事業者においては、機器準備や現地での導入作業要員の手配が必要なため、発注から機器の搬入、現地でのセットアップ作業まで時間がかかります。
実際に必要な期間はそれぞれ異なりますので、導入支援事業者とお早めにご相談ください。
- ✓ 導入支援事業者とご相談するとともに、並行して、現在契約しているレセプト作成用端末（レセコン）の事業者に対してソフト改修のご相談・見積を進めてください。

STEP 03 : 導入

導入

医療機関等向け総合ポータルサイト上での対応

- まず、医療機関等向け総合ポータルサイトへの新規ユーザー（アカウント）登録を行ってください。
 - アカウント登録後、総合ポータルサイトにてオンライン資格確認/オンライン請求の利用申請をそれぞれ行ってください。
 - 利用申請完了後、電子証明書の発行申請を行ってください。
※オンライン資格確認/オンライン請求用端末を兼用する場合、電子証明書は共通になります。
 - 電子証明書が発行されると、「電子証明書発行通知書」が簡易書留で郵送されます。
 - 電子証明書発行通知書が届きましたら、システムの導入・機器のセットアップ、ネットワークの設定、不正ソフトウェア対策などのセキュリティ対策、運用テストを実施していただくこととなります。こうした機器のセットアップ・設定作業については、導入支援事業者に対して、支援をご相談ください。
 - また、現在契約しているレセプト作成用端末（レセコン）または、レセプト作成用ソフトの事業者へレセコンまたは、ソフト改修を行ってもらってください。
 - 導入支援事業者などが現地に作業員を派遣して機器の搬入から設定まで作業することとなる場合、ステーション職員の立会いも必要な場合があります。導入支援事業者とレセプト作成用端末（レセコン）の事業者のどちらの事業者の作業も必要となります。
- **医療機関等向け総合ポータルサイト上でご対応いただく、「新規ユーザー（アカウント）登録」、「オンライン資格確認/オンライン請求の利用申請」、「電子証明書の発行申請」は本資料P11～P38をご参照ください。**

STEP 03 : 導入（新規ユーザー登録）

医療機関等向け総合ポータルサイトトップページ

- 医療機関等向け総合ポータルサイトへアクセスし、「新規ユーザー登録はこちら」を押下してください。

医療機関等向け総合ポータルサイト

このサイトは、オンライン資格確認システムや電子処方箋管理サービスに係る情報や導入に係るお知らせ、各種手続（利用申請・補助金申請等）を行うための総合ポータルサイトです。



医療機関等向け総合ポータルサイト



<https://iryohokenjyoho.service-now.com/csm>

The screenshot shows the home page of the portal site. At the top, there are two main buttons: '新規ユーザー登録はこちら' (New User Registration) and 'ログインはこちら' (Login). The 'New User Registration' button is highlighted with a red rectangular box. Below these are several other buttons for various services and information, including 'お知らせ' (Notice), 'よくある質問' (FAQ), 'お問い合わせ先' (Contact Us), 'オンライン資格確認オンライン請求' (Online Qualification Confirmation Request), '電子処方箋管理サービス' (Electronic Prescription Management Service), and '電子カルテ情報共有サービス' (Electronic Medical Record Information Sharing Service).

アクセスはこちらからも可能です ▶



STEP 03 : 導入（新規ユーザー登録）

医療機関等向け総合ポータルサイト「新規ユーザー登録」画面

- 「新規ユーザー登録はこちら（医科・歯科・調剤・訪問看護・職域）」を押下してください。

●新規ユーザー登録

※本ページでの新規ユーザー登録の対象は「医科・歯科・調剤・訪問看護・職域・取りまとめ者」の方となります。

「柔道整復・あん摩マッサージ指圧・はり・きゅう・健診実施機関等・助産所」の方は施術所等向け総合ポータルサイトにてユーザー登録をお願いいたします。

「医科・歯科・調剤・訪問看護・職域」と「取りまとめ者」とでは、医療機関等向け総合ポータルサイトへの新規ユーザー登録の方法が異なります。

下のアイコンからご自身の機関区分に応じてご選択ください。



新規ユーザー登録はこちら
(医科・歯科・調剤・訪問看護・職域)



新規取りまとめ者
ユーザー登録はこちら

STEP 03 : 導入（新規ユーザー登録）

担当者情報の入力

- 以下項目を入力し、医療機関向け総合ポータルサイト利用規約とプライバシーポリシーを確認後、「上記の利用規約に同意します。」のチェックボックスにチェックをいれ、画面右上の「登録」ボタンを押下してください。

- 担当者姓
- 担当者名
- 都道府県
- 訪問看護ステーションコード（7桁）
※介護保険事業者番号との誤入力が発生していますので、ご留意下さい。
- 訪問看護ステーション名
- 開設者（漢字）
※法人名を入力してください
- 電話番号
※半角数字をハイフン無しで入力してください。
- メールアドレス（半角40桁以下）
※メールアドレスが半角41桁以上の場合は、P49のオンライン資格確認等コールセンターにお問い合わせください。
- パスワード
※大文字/小文字/数字をそれぞれ1文字以上、かつ8文字以上100文字以内で入力してください。
- パスワード（確認用）

ユーザー登録

* 必須

* 姓 * 名

例) 基金 例) 太郎

※各種申請手続きに係る担当者情報を入力してください。

* 所属機関選択

1: 医科
 3: 歯科
 4: 調剤
 6: 訪問看護
 7: 圏域診療所中

※「特定の保険者等が受診する被保険者等に対して診療を行う医療機関・薬局であって、保険者等が診療契約を結んだもの」または「健康保険組合である保険者等が開設する医療機関・薬局」

* 都道府県

都道府県を選択（入力）してください。 ✕

一なし

点数表コード

* 医療機関等・訪問看護ステーションコード（7桁）

例) 0123456

医療機関等・訪問看護ステーションコード（10桁）

所在地

* 上記「医療機関等・訪問看護ステーションコード」の所在地であることを確認しました。

* 医療機関等・訪問看護ステーション名

* 開設者（全角）

* 電話番号（半角数字・ハイフン無しでご入力ください）
例) 01201234567

* メールアドレス（英小文字、数字、ピリオド（.）、ハイフン（-）、アンダーバー（_）、プラス（+）を使用可能です）

* パスワード（大小英文字・数字をそれぞれ1文字以上ご入力ください。パスワードの長さは8文字以上100文字以下です）

* パスワード（確認用）

医療機関等向け総合ポータルサイト利用規約
プライバシーポリシー

* 上記の利用規約に同意します。

登録

必須情報

姓 名 姓 名 姓 名

医療機関等・訪問看護ステーションコード（7桁）

上記「医療機関等・訪問看護ステーションコード」の所在地であることを確認しました。

STEP 03 : 導入（新規ユーザー登録）

入力内容確認画面

- 入力項目に不備等がなければ入力内容確認画面が表示されます。
- 入力された内容でよろしければ、「OK」ボタンを押下してください。

医療機関等向け総合ポータルサイト

事業別トップメニュー お知らせ よくある質問 ログイン

ユーザー登録

*姓
基金

*各種申請手続きに係る担当者情報を入力

*所属機関選択
● 6：訪問看護ステーション

*都道府県
01：北海道

点数表コード
6：訪問看護ステーション

*訪問看護ステーションコード（7桁）
0000000

訪問看護ステーションコード（10桁）
入力内容に応じて自動入力されます。 ✕
0160000000

*訪問看護ステーション名
訪問看護ステーション名

*開設者（漢字）
基金太郎

*電話番号（半角数字・ハイフン無しでご入力ください）
半角数字をご入力ください(ハイフン無し)。 ✕

入力内容確認

以下の内容で登録します。
姓：基金
名：太郎
所属機関選択：6：訪問看護ステーション
訪問看護ステーションコード（10桁）：0160000000
訪問看護ステーション名：訪問看護ステーション名
開設者（漢字）：基金太郎
電話番号：0000000000
メールアドレス：xxxx@xxx.com

キャンセル OK

STEP 03 : 導入（新規ユーザー登録）

メールアドレス登録確認メール送信画面

- 申請終了後に、ユーザー登録の際に登録したメールアドレス宛に、from@mail.iryohokenjyoho-portalsite.jp よりユーザー登録を有効化するためのリンクを添付したメールが送信されます。
※メールアドレス登録確認メールが届かない場合は以下の点が考えられますのでご確認ください。
 - メールアドレスの入力に誤りがある。
 - メール受信拒否の設定をしている。
 - 「迷惑メール」などのフォルダに入っている。

医療機関等向け総合ポータルサイト 事業別トップメニュー▼ お知らせ よくある質問 ログイン

ご登録いただいたメールアドレス宛に、ユーザー登録用のリンクを添付したメールをお送りしております。
ご確認をお願いいたします。

お問い合わせ先

○オンライン資格確認等コールセンター 0800-080-4583（通話無料）
月曜日～金曜日（祝日を除く）8：00～18：00 土曜日（祝日を除く）8：00～16：00

【その他お問い合わせ先】

○オンライン請求に関するお問い合わせ先	「オンライン請求関係相談窓口」
○システムベンダ・事業者向けお問い合わせ先	「医療機関等ONS」
○メールでのお問い合わせ	

【各種リンク】

- プライバシーポリシー
- ポータルサイト利用規約
- 関連サイトへのリンク

社会保険診療報酬支払基金（情報化企画部・情報化支援部）
国民健康保険中央会（医療保険情報提供等実施機関担当室）

STEP 03 : 導入（新規ユーザー登録）

メールアドレス登録確認メール

- メールアドレス登録確認メールに記載されている「ユーザー登録完了はこちら」をクリックし、アカウントを有効化します。
- ※ 「ユーザー登録完了はこちら」の URL はセキュリティ保護のため、送信されてから 24 時間を経過しますと無効になります。その場合は、再度「新規ユーザー登録はこちら」から手続きを行ってください。

基金 太郎(訪看) 様

総合ポータルサイトへご登録いただきありがとうございます。
以下URLに遷移することで、ユーザー登録が完了します。

=====

ユーザー登録完了は以下からお願いいたします。

[https://iryohokenivohostg.service-now.com/api/now/v1/extuseronboarding?](https://iryohokenivohostg.service-now.com/api/now/v1/extuseronboarding?token_id=b24roRWDOPhrLZvXEMIHRymRm5MFlm4K&portal_id=89275a53cb13020000f8d856634c9c51&request_id=754c4c0d934846100111b7701bba107a)

[token_id=b24roRWDOPhrLZvXEMIHRymRm5MFlm4K&portal_id=89275a53cb13020000f8d856634c9c51&request_id=754c4c0d934846100111b7701bba107a](https://iryohokenivohostg.service-now.com/api/now/v1/extuseronboarding?token_id=b24roRWDOPhrLZvXEMIHRymRm5MFlm4K&portal_id=89275a53cb13020000f8d856634c9c51&request_id=754c4c0d934846100111b7701bba107a)

=====

※本URLの有効期限は24時間となります。

※本メールは送信専用です。本メールへの返信にはご回答できません。

※本メールにお心当たりのない場合やご不明な点がある場合は以下よりお問い合わせください。

社会保険診療報酬支払基金(情報化企画部・情報化支援部)

国民健康保険中央会(医療保険情報提供等実施機関担当室)

オンライン資格確認・医療情報化支援基金関係

オンライン資格確認に関するお問い合わせ先

オンライン資格確認等コールセンター:0800-080-4583(通話無料)

月曜日～金曜日8:00～18:00 土曜日8:00～16:00(いずれも祝日を除く)

STEP 03 : 導入（新規ユーザー登録）

ユーザー登録完了画面

- 「ユーザー登録完了はこちら」を押下後、ユーザー登録の完了画面となります。本画面に遷移することで、登録したアカウントでのログインが可能となります。

医療機関等向け総合ポータルサイト 事業別トップメニュー▼ お知らせ よくある質問 ログイン

ユーザー登録が完了いたしました。
ログインにつきましては、画面右上の「ログイン」ボタンをクリックください。

お問い合わせ先

○オンライン資格確認等コールセンター 0800-080-4583（通話無料）
月曜日～金曜日（祝日を除く）8：00～18：00 土曜日（祝日を除く）8：00～16：00

【その他お問い合わせ先】

○オンライン請求に関するお問い合わせ先 「オンライン請求関係相談窓口」
○システムベンダ・事業者向けお問い合わせ先 「医療機関等ONS」
○メールでのお問い合わせ

【各種リンク】

○プライバシーポリシー
○ポータルサイト利用規約
○関連サイトへのリンク

社会保険診療報酬支払基金（情報化企画部・情報化支援部）
国民健康保険中央会（医療保険情報提供等実施機関担当室）

Copyright © Health Insurance Claims Review & Reimbursement services. All Rights Reserved.

STEP 03 : 導入（新規ユーザー登録）

ユーザー登録完了メール

- ユーザー登録の完了画面が表示されるとユーザー登録完了メールが送信されます。こちらでユーザー登録は完了です。

医療機関等向け総合ポータルサイトへのユーザー登録について、
手続きが完了しましたので通知いたします。

=====

- ・ユーザー名：xxxx@xxx.com（設定いただいたメールアドレス）
- ・パスワード：設定いただいたパスワード

=====

■ 医療機関等向け総合ポータルサイト

<https://iryohokenjyoho.service-now.com/csm>

※本メールは送信専用です。本メールへの返信にはご回答できません。

※本メールにお心当たりのない場合やご不明な点がある場合は以下よりお問い合わせください。

社会保険診療報酬支払基金（情報化企画部・情報化支援部）

国民健康保険中央会（医療保険情報提供等実施機関担当室）

オンライン資格確認・医療情報化支援基金関係

オンライン資格確認に関するお問い合わせ先

オンライン資格確認等コールセンター：0800-080-4583（通話無料）

月曜日～金曜日8：00～18：00 土曜日8：00～16：00（いずれも祝日を除く）

STEP 03 : 導入（オンライン資格確認 / オンライン請求 利用申請）

医療機関等向け総合ポータルサイトへのログイン

- ポータルサイトトップページにある「ログインはこちら」を押下してください。

The screenshot shows the homepage of the medical institution portal. At the top left is the site title "医療機関等向け総合ポータルサイト". At the top right are navigation links: "事業別トップメニュー", "お知らせ", "よくある質問", and "ログイン". The main content area features several buttons. The "ログインはこちら" button, which includes a building icon and the text "すでにアカウントをお持ちの方はこちらから", is highlighted with a red border. Other buttons include "新規ユーザー登録はこちら" (with a pencil icon), "医療機関等を新設・廃止・コード変更される方はこちら" (with an exclamation mark icon), "お知らせ" (with a megaphone icon), "よくある質問" (with a magnifying glass icon), "お問い合わせ先" (with an envelope icon), "オンライン資格確認 / オンライン請求" (with a person and list icon), "電子処方箋管理サービス" (with a document icon), and "電子カルテ情報共有サービス" (with a document icon).

STEP 03 : 導入（オンライン資格確認 / オンライン請求 利用申請）

医療機関等向け総合ポータルサイトへのログイン

- ユーザー登録時に登録したメールアドレスとパスワードを入力しログインします。

(注) P13にて登録したユーザ名（メールアドレス）、パスワードとなります。

● ログインはこちら

● ユーザーIDの入力について

- ・原則、旧サイトで登録いただいたメールアドレスが、ユーザーIDとなります。(※)
- ・旧サイトで登録したメールアドレスがご不明な場合は、コールセンターまで照会ください。

● 旧サイトでご利用いただいたパスワードは、当サイトで使用することが出来ません。

- ・ページ下部のログインボックス「パスワードの再設定」よりパスワードの再設定をお願いいたします。
[詳細はこちら](#)

※旧サイトの仮アカウントからメールアドレスを更新していない場合（末尾が「@01」～「@48」のいずれか）
⇒新規ユーザー登録が必要となります。トップページの「新規ユーザー登録はこちら」をクリックし、ユーザー登録を行ってください。

※40桁以上のユーザーID（メールアドレス）を使用する場合
⇒支払基金側で設定が必要になるため、コールセンターまで照会ください。

ログイン

ユーザーID（原則メールアドレス）

パスワード

[パスワードの再設定](#)

[アカウントがありませんか？ 新規登録はこちら](#)

STEP 03 : 導入（オンライン資格確認 / オンライン請求 利用申請）

オンライン資格確認・オンライン請求を選択

- ログイン後、トップページから「オンライン資格確認・オンライン請求」を押下してください。

医療機関等向け総合ポータルサイト

事業別トップメニュー ▾ お知らせ よくある質問 ログイン


医療機関等を新設・廃止・コード変更される方はこちら


お知らせ


よくある質問


お問い合わせ先


オンライン資格確認
オンライン請求


電子処方箋管理サービス


電子カルテ情報共有サービス

STEP 03 : 導入 (オンライン資格確認 / オンライン請求 利用申請)

訪問看護ステーションの方の詳細から各種申請を選択

- 事業別トップページにて「訪問看護ステーションの方」の「詳細はこちら」を押下後、「各種申請一覧」を押下してください。

オンライン資格確認・オンライン請求トップページ

オンライン資格確認システムの
利用拡大が始まっています!

マイナンバーカード
顔認証付き
カードリーダー
PC・スマートフォン
タブレット

医療機関・薬局等の方

外来診療等 【顔認証付きカードリーダー】	医療扶助	オンライン請求
外来診療等 (通常とは異なる手順) 【モバイル端末等】	訪問診療等 【モバイル端末等】	オンライン診療等 【モバイル端末等】
健診実施機関等 【モバイル端末等】	義務化対象外機関 (顔認証付カードリーダー) 【モバイル端末等】	経過措置機関 【モバイル端末等】

オンライン資格確認導入後の補助事業

医療扶助成・診察券	顔認証付き カードリーダー増設
-----------	--------------------

訪問看護ステーションの方 (オンライン請求もこちら)

訪問看護
【モバイル端末等】

訪問看護について
【モバイル端末等】

訪問看護にてオンライン資格確認・オンライン請求が可能となっています

①訪問看護ステーションのモバイル端末を用いることで
利用者宅等での保険資格の確認が可能です


②レセプトの印刷・発送が不要になり、
レセプト請求事務が効率化されます

顔認証付きカードリーダー → モバイル端末、ノートパソコン・汎用カードリーダー

レセプトの印刷・発送 → レセプトデータの送信

オンライン資格確認を顔認証付きカードリーダーではなく、
訪問看護ステーションのモバイル端末、ノートパソコン・汎用カードリーダーを用いて
利用者宅等でマイナンバーカードを読み取ります

レセプトの印刷・発送が不要になり、
オンライン上でレセプトデータの送信をすることができま



メニュー

はじめに 概要について 知りたい方はこちら	導入・運用 導入・運用について 知りたい方はこちら	手順書・マニュアル 手順書・マニュアルについて 知りたい方はこちら
利用申請について 利用申請について 知りたい方はこちら	補助金について 補助金について 知りたい方はこちら	お知らせ お知らせについて 知りたい方はこちら
よくある質問 FAQについて 知りたい方はこちら	各種申請一覧 各種申請を 行う方はこちら	お問い合わせ先 お問い合わせ先について 知りたい方はこちら

STEP 03 : 導入（オンライン資格確認 / オンライン請求 利用申請）

詳細はこちらを押下後の画面遷移

- 「オンライン資格確認の申請はこちら」を押下してください。

医療機関等向け総合ポータルサイト

申請別トップメニュー ▾ お知らせ よくある質問

検索

Q

KB0011373

【訪問看護】オンライン資格確認・オンライン請求の各種申請について

▲ 更新者：一般職員11 ・ 登録：3 か月前 ・ 表示回数：74282 ・ ★★★★★

・ オンライン資格確認に関する各種申請を実施していただくには下記ボタンをクリックしてください。

[オンライン資格確認の申請はこちら](#)

・ オンライン請求に関する各種申請を実施していただくには下記ボタンをクリックしてください。

[オンライン請求の申請はこちら](#)

固定リンクのコピー

STEP 03 : 導入（オンライン資格確認利用申請）

業務メニュー「オンライン資格確認」に遷移後

- 「利用開始・変更申請」を押下してください。

医療機関等向け総合ポータルサイト

事業別トップメニュー ▾ お知らせ よくある質問

ホーム > 業務 > オンライン資格確認

検索



カテゴリ

オンライン資格確認

オンライン請求

オンライン資格確認

オンライン資格確認に関する情報について確認いただけます

利用開始・変更申請

こちらからオンライン資格確認の利用申請を実施いただけます。

詳細を表示

[マスターアカウント情報がダウンロード](#)

こちらからオンライン資格確認のマスターアカウント情報がダウンロードいただけます。

詳細を表示

運用開始日登録

こちらからオンライン資格確認の運用開始日を登録いただけます。

詳細を表示

電子証明書発行申請

こちらから電子証明書発行の個別申請・申請照会を実施いただけます。

詳細を表示

補助金申請

こちらからオンライン資格確認の補助金を申請いただけます。

詳細を表示

[交付決定通知書がダウンロード](#)

こちらからオンライン資格確認の交付決定通知書がダウンロードいただけます。

詳細を表示

STEP 03 : 導入（オンライン資格確認利用申請）

「利用開始・変更申請」を押下後の画面遷移

- 「利用開始・変更申請」の解説ページが表示されます。
- 「オンライン資格確認等システムの利用申請画面へ進む」を押下してください。

KB0010322

【解説ページ】【オンライン資格確認】利用開始・変更申請

▲ 更新者：管理者95・前 8 日前・● 閲覧数：3785・☆☆☆☆

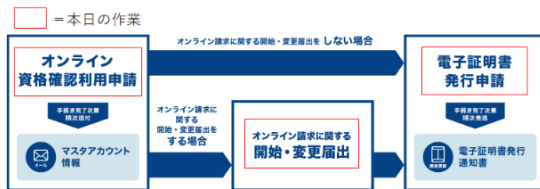
目次

- 1 利用申請の流れ
- 2 ドメイン（@より後ろ）指定受信されている方はドメインを許可する必要があります
- 3 IP-VPN接続でNTT回線（光コラボ含む）を利用されている方はご用意いただく物があります
- 4 オンライン資格確認等システム利用規約

★ 利用申請を始める前に掲載内容をご一読の上、サイト下部の「～利用申請画面へ進む」ボタンを押してください

1 利用申請の流れ

以下の流れで利用申請・発行申請を行います。



※マスターアカウント(ログインID)とは
医療機関等の方がオンライン資格確認等システムを最初に利用される際に入力する情報です。

2 ドメイン（@より後ろ）指定受信されている方はドメインを許可する必要があります

申請情報受付時以下のドメインからメールが送届されます。

- ・ mail.lryohokenjyoho-portal.site.jp

上記ドメインについて許可するように設定をお願いします。

3 IP-VPN接続でNTT回線（光コラボ含む）を利用されている方はご用意いただく物があります

回線契約を行われた際に、NTT社から送付される「開通のご案内」又は「お申し込み内容のご案内」に記載されている「お客さまID」の入力が申請時に必要となります。

・ お客さまIDの確認方法はこちら↓

「開通のご案内」(NTT東日本)

「お申し込み内容のご案内」(NTT西日本)

お客さまID記載箇所

※「お客さまID」は
①「CAF」で始まる英数字13桁のID
②「COP」で始まる英数字11桁のID

【参考】コラボ光(※)をご契約中の方は光コラボレーション事業者から提供されている開通のご案内書などでご確認ください。

※オンライン資格確認のご利用には、NTT東西が提供するフレッツ・v6オプションのご契約が必要です。

[NTT東日本] <https://flets.com/v6option/>

[NTT西日本] <https://flets-w.com/opt/v6option/>

・ お客さまID、フレッツ・v6オプションの確認方法（詳細）はこちらをクリックしてください。↓

お客さまID、フレッツ・v6オプションの確認方法（詳細）（PDF：1.9 MB）

電気通信回線種別はこちらをクリックしてください。↓

電気通信回線種別

4 オンライン資格確認等システム利用規約

オンライン資格確認の利用申請を行う際、「オンライン資格確認等システム利用規約」への同意が必要となります。

▶★04_オン資格の利用申請【読んでね強調】.png

・オンライン資格確認等システム利用規約はこちらをクリックしてください。↓

オンライン資格確認等利用規約

★★★「利用申請前」にシステムベンダへご相談ください。★★★

・オンライン資格確認等システムの導入には、回線状況の確認や、資格確認準準の導入台数の検討、工事の日程調整等システムベンダと事前のご相談が必要です。

ここをクリック

オンライン資格確認等システムの
利用申請画面へ進む

※医療機関等向け総合ポータルサイトアカウント申請時の情報及びこれから申請いただく情報は、オンライン資格確認利用申請、オンライン請求利用申請、電子証明書発行申請の業務にのみ使用します。

・ 画面TOPへ

固定リンクのコピー

役に立ちましたか？

はい いいえ 33%が「役に立った」と評価しています

この記事の評価 ☆☆☆☆☆

STEP 03 : 導入（オンライン資格確認利用申請）

利用開始・変更申請 入力画面

- 以下項目を入力し、オンライン資格確認システムの利用規約を確認後、「上記の利用規約に同意します。」のチェックボックスにチェックをいれ、画面右上の「送信」ボタンを押下してください。

- 電気通信回線種別
- 利用規約への同意
- お客さまID（CAFまたはCOP）
- 確認用お客さまID（CAFまたはCOP）
- フレッツ・v6オプション契約の確認
- オンライン資格確認システム利用開始の予定年月
- オンライン資格確認システムのテストの予定年月
- 電子証明書発行料の支払方法

利用開始・変更申請
こちらからオンライン資格確認の利用申請を実施いただけます。

医療機関等情報

郵便番号コード 点検コード
20・長野県 6: 診察看護ステーション

医療機関等コード ※数字7桁 医療機関等名
6634231 利用申請テスト診察看護

表示されている医療機関等情報に誤り等がございましたら、お手数ですが「ご意見」からご報告ください。

オンライン資格確認利用申請入力欄

申請区分
新規

利用規約への同意

オンライン資格確認の利用申請を行うには、「オンライン資格確認システム利用規約」への同意が必要です。
オンライン資格確認システム利用規約⇒こちらをクリック

*上記の利用規約に同意します。

*電気通信回線種別
利用する電気通信回線種別を選択してください。×
電気通信回線種別とは⇒こちらをクリック

1: IP-VPN回線事業者 (NTTなど、ただし、CTC・Otherを除く)

*お客さまID
回線契約時(光コラボレーション契約時)にNTT又は光コラボ事業者から送付されてきた書類に記載されている「お客さまID」の種別を選択してください。

※ご注意
誤った「お客さまID」でご申請いただいた場合、オンライン資格確認システムに接続できません。
必ず、以下資料をもとにお客さまIDをご確認の上、正しい「お客さまID」をご申請ください。
*資料*お客さまIDの確認方法

紙でオンライン請求の申請いただいた場合、お客さまIDのデータが反映されるまで時間がかかる場合がございます。
そのため、「オンライン請求時と同じお客さまID」を選択されても、即時に反映されない場合は「CAF」「COP」よりお客さまIDをご入力願います。

オンライン請求と同じお客さまIDを使用
 CAF
 COP

*お客さまID (CAF)
1111111111

*確認用お客さまID (CAF)
1111111111

*フレッツ・v6オプション契約の確認
配信アプリバージョンの利用には、フレッツ・v6オプション契約が必要となります。×
必ず、以下資料をもとに当該オプション契約の有無についてご確認ください。
*資料*フレッツ・v6オプションの契約有無の確認方法および契約方法について

利用開始予定年月
オンライン資格確認システム利用開始の予定年月を選択（入力）してください。×

*予定年 2024 *予定月 1

テスト開始予定年月 (※未定の方は入力不要)
医療機関等での経過確認テストの予定年月を選択（入力）してください。×

テスト予定年 2024 テスト予定月 1

*電子証明書発行料の支払方法
※1「診察報酬等支払額から控除」とは、支払基金から医療機関・薬局へお支払いする診察報酬等から控除する方法です。×
(利用者様の別途手続きは不要です。)
※2「払込請求書による振込み」とは、支払基金から送付する「払込請求書」を用いて、利用者様において振込みを行う方法です。(振込手数料は利用者様負担となります。)
※3 電子証明書は1枚あたりライセンス料1500円が掛かります。有効期間は発行日から3年3か月です。

1. 診察報酬等支払額から控除
 2. 払込請求書による振込み

※電気通信回線種別、お客様ID、フレッツ・v6オプション契約の確認の項目に関しては、登録時点において予定している情報で入力することは可能ですが、その後情報に変更があれば変更申請いただく必要があります。

STEP 03 : 導入（オンライン資格確認利用申請）

利用開始・変更申請 送信ボタン押下後画面

- 入力項目に不備等がなければ入力内容確認画面が表示されます。
- 入力された内容でよろしければ、「OK」ボタンを押下してください。

医療機関等向け総合ポータルサイト

事業別トップメニュー お知らせ よくある質問 マイリスト オン資格利用申請 テスト訪問看護2

ホーム > 業務 > オンライン資格確認

テスト予定年
2024

*秘密の番号
オンライン資格確認のマスタアカウント
失念しないようご注意ください。
任意の半角数字4文字で入力してください

*確認のため再度入力してください。

*電子証明書発行料の支払方法
※1「診療報酬等支払額から控除」とは、支払基金から医療機関・薬局へお支払いする診療報酬等から控除する方法です。（利用者様の別途手続きは不要です。）
※2「払込請求書による振込み」とは、支払基金から送付する「払込請求書」を用いて、利用者様において振込みを行う方法です。（振込手数料は利用者様負担となります。）
※3 電子証明書は1枚あたりライセンス料1500円がかかります。有効期限は発行日から3年3か月です。

1: 診療報酬等支払額から控除
 2: 払込請求書による振込み

以下のとおり申請します。

【申請区分】 新規
【利用規約への同意】 同意する
【電気通信回線種別】 1: IP-VPN回線事業者（NTTなど。ただし、CTC・Qinetを除く）
【お客さまID】 CAF1111111111
【フレッツ・v6オプション契約の確認】 1. 契約済、または利用開始までに契約予定である
【電子証明書発行料の支払方法】 1: 診療報酬等支払額から控除
【利用開始予定年月】 2024年 01月
【テスト開始予定年月（※未定の方は入力不要）】 2024年 01月

モーダルを閉じる

送信

キャンセル OK

STEP 03 : 導入（オンライン資格確認利用申請）

「OK」ボタンクリック後

- こちらでオンライン資格確認の利用申請は完了です。
- 「オンライン請求に関する開始・変更届出はこちら」を押下し、オンライン請求の申請に進んでください。

医療機関等向け総合ポータルサイト

事業別トップメニュー▼ お知らせ よくある質問

検索



KB0010324

オンライン資格確認利用開始・変更申請完了

▲ 更新者：管理者95 ・ 12 日前 ・ 閲覧数：4088 ・ ★★★★★

オンライン資格確認利用開始・変更申請が完了しました。
引き続き各種申請を行う場合は、以下のボタンの「こちら」をクリックしてください。

【オンライン請求を行う場合】

レセプト請求を新規で行う方や紙又は電子媒体からオンライン請求に切り替える方

[オンライン請求に関する開始・変更届出はこちら](#)

【電子証明書の発行申請を行う場合】

電子証明書の発行申請や状況照会をする方

[電子証明書発行申請はこちら](#)

【各種申請メニューへ戻る場合】

[メニューはこちら](#)

固定リンクのコピー

STEP 03 : 導入（オンライン請求利用申請）

「オンライン請求に関する開始、変更届手はこちら」を押下後の画面遷移

- 「利用開始・変更申請」の解説ページが表示されます。「オンライン請求に関する届出画面へ進む」を押下してください。

KB0010323

【解説ページ】【オンライン請求】利用開始・変更申請

▲ 更新者: 管理者90 • 前 5 日前 • ● 閲覧数: 2177 • ☆☆☆☆☆

目次

- 1 現在、紙又は電子媒体でレセプト請求されている方は、オンライン請求の申請が可能です
- 2 利用開始届申請の流れ
- 3 ドメイン（@より後ろ）指定受信されている方はドメインを許可する必要があります
- 4 オンライン請求システム利用規約、安全対策の規程の策定

★ 申請を始める前に掲載内容をご一読の上、
サイト下部の「～届出画面へ進む」ボタンを押してください

1 現在、紙又は電子媒体でレセプト請求されている方は、オンライン請求の申請が可能です

- 既にオンライン請求を行っている医療機関等の方が改めて申請する必要はありません
この申請により支払基金支部、各都道府県の国保連合会への書面の提出は不要です。

・レセプトのオンライン請求に関する詳細内容をお知りになりたい方はこちら:
https://www.ssk.or.jp/shirase/special_houkan0601.html

2 利用開始届申請の流れ

以下の流れで、レセプトのオンライン請求システムに関する利用開始届の申請を行います。

= 本日の作業



※「電子証明書発行申請」は、オンライン資格確認用端末と同端末でオンライン請求を行う場合、申請は不要です。

3 ドメイン（@より後ろ）指定受信されている方はドメインを許可する必要があります

届出受付時に以下のドメインからメールが送信されます。

・ mail.iryohokenjyoho-portal-site.jp

上記ドメインについて許可するように設定をお願いします。

4 オンライン請求システム利用規約、安全対策の規程の策定

当該届出を行う場合は「オンライン請求システム利用規約」への同意、および厚生労働書のガイドラインに沿ったオンライン請求システムに係る安全対策の規程の策定が必要となりますので、届出の前にご一読願います。

・オンライン請求システム利用規約はこちら

オンライン請求システム利用規約

・オンライン資格確認等システム及びレセプトのオンライン請求システムに係る安全対策の規程例はこちら

オンライン資格確認等システム及びレセプトのオンライン請求システムに係る安全対策の規程例 (PDF) ・ (Word)

・レセプトのオンライン請求システムに係る安全対策の規程例はこちら

レセプトのオンライン請求システムに係る安全対策の規程例 (PDF) ・ (Word)

なお、届出にあたっては、オンライン請求システムに関する規約等のご一読願います。

ここをクリック →

オンライン請求に関する
届出画面へ進む

※医療機関等向け総合ポータルサイトアカウント申請時の情報(医療機関コード、開設者情報等)及びこれから申請いただく情報は、レセプトのオンライン請求利用申請の業務にのみ使用します。

・ [画面TOPへ](#)

STEP 03 : 導入（オンライン請求利用申請）

「利用開始・変更申請」 入力画面

- オンライン請求システム利用規約を確認後、「上記の利用規約に同意します。」のチェックボックスにチェックをいれ、以下項目を入力（選択）し、画面右上の「送信」ボタンを押下してください。

- 申請区分
- 利用規約への同意
- 請求開始年月
- レセコンのプログラム名称
※レセコンのソフトの名称及びシリーズ名を入力
- レセコンのソフトメーカー名（プログラム作成者の氏名）
※レセコンのソフトメーカー名又はプログラムの作成者の氏名を入力
- パソコンの基本ソフト（OS）・ブラウザ
※オンライン請求システムの送信機器の基本ソフト名及びブラウザ名を入力
<記載例>
OS : Window s11
ブラウザ : Microsoft Edge
- 電気通信回線種別
- 電子証明書発行料の支払方法

オンライン請求利用開始・変更申請入力欄

The screenshot shows the 'Online Request System Usage Start/Change Application Input Screen'. A red box highlights the 'Online Request System Usage Terms' section, where the checkbox 'I agree to the above usage terms' is checked. Other fields include 'Application Area' (Local), 'Request Start Year' (2024), 'Request Start Month' (7), 'Rescon Program Name', 'Rescon Software Maker Name', 'PC OS/Browser' (Windows 10 Enterprise 2019 LTSC/Chrome), and 'Electric Communication Line Type'. A 'Send' button is highlighted in red in the top right corner. A 'Required Information' sidebar on the right lists 'Rescon Program Name', 'Rescon Software Maker Name', and 'Electronic Certificate Issuance Fee Payment Method'. A 'Send' button is also present in this sidebar.

※レセコンのプログラム名称、レセコンのソフトメーカー名、レセコンのパソコンの基本ソフト（OS）・ブラウザ、電気通信回線種別の項目に関しては、登録時点において予定している情報で入力することは可能ですが、その後情報に変更があれば変更申請いただく必要があります。

STEP 03 : 導入（オンライン請求利用申請）

利用開始・変更申請 送信ボタン押下後画面

- 入力項目に不備等がなければ入力内容確認画面が表示されます。
- 入力された内容でよろしければ、「OK」ボタンを押下してください。

医療機関等向け総合ポータルサイト

ホーム > 業務 > オンライン請求

利用開始・変更申請

こちらからオンライン請求利用開始・変更申請

本画面を送信した場合、紙での届出（電子届出）と併せて、紙での届出を提出済みの場合は、本画面を送信した時点で、紙での届出が完了となります。

医療機関等情報

都道府県コード
48

医療機関等コード ※数字7桁
0000001

6: 訪問看護ステーション

医療機関等名
動作確認用_訪問（実施機関・運用保守用）

表示されている医療機関等情報に誤り等がございましたら、お手数ですが「こちら」からご照会ください。

オンライン請求利用開始・変更申請入力欄

以下のとおり申請します。

- 【申請区分】開始
- 【利用規約への同意】同意する
- 【請求開始年月】2024年 07月
- 【レセコンプログラム名称】プロ
- 【レセコンソフトメーカー名（プログラム作成者氏名）】メーカー
- 【パソコン基本ソフト（OS）・ブラウザ】Windows 10 Enterprise 2019 LTSC(64bit)／Microsoft Edge(Chromium)
- 【電気通信回線種別】IP-VPN接続【IPv4】
- 【電子証明書発行料の支払方法】1：診療報酬等支払額から控除
- 【セットアップCDの送付希望】無
- 【備考】

キャンセル **OK**

送信

STEP 03 : 導入（電子証明書発行申請）

利用開始・変更申請 OKボタン押下後画面

- こちらでオンライン請求の利用申請は完了です。
- 「電子証明書発行申請はこちら」を押下してください。

医療機関等向け総合ポータルサイト

事業別

検索



KB0010327

【オンライン請求】オンライン請求に関する開始・変更届出完了

▲ 更新者：管理者06・▲ 12 日前・● 閲覧数：4018・★★★★☆

オンライン請求に関する開始・変更届出が完了しました。

引き続きご利用になる場合は、以下のボタンの「こちら」をクリックしてください。

【オンライン資格確認利用申請を行う場合】

オンライン資格確認を新規で利用申請をする方や変更申請をする方

オンライン資格確認利用開始・変更申請はこちら

【電子証明書の発行申請や状況照会を行う場合】

電子証明書の発行申請や状況照会をする方

電子証明書発行申請はこちら

【業務メニューへ戻る場合】

メニューはこちら

固定リンクのコピー

役に立ちましたか？

はい

いいえ

81%が「役に立った」と評価しています

この記事の評価 ☆☆☆☆

STEP 03 : 導入（電子証明書発行申請）

業務メニュー「オンライン資格確認」「オンライン請求」に遷移後

- 「電子証明書発行申請」を押下してください。

医療機関等向け総合ポータルサイト

事業別トップメニュー ▾ お知らせ よくある質問

ホーム > 業務 > オンライン資格確認

検索



カテゴリ

オンライン資格確認

オンライン請求

オンライン資格確認

オンライン資格確認に関する情報について確認いただけます

[利用開始・変更申請](#)

こちらからオンライン資格確認の利用申請を実施いただけます。

詳細を表示

[マスターアカウント情報がダウンロード](#)

こちらからオンライン資格確認のマスターアカウント情報がダウンロードいただけます。

詳細を表示

[運用開始日登録](#)

こちらからオンライン資格確認の運用開始日を登録いただけます。

詳細を表示

[電子証明書発行申請](#)

こちらから電子証明書発行の個別申請・申請照会を実施いただけます。

詳細を表示

[補助金申請](#)

こちらからオンライン資格確認の補助金を申請いただけます。

詳細を表示

[交付決定通知書がダウンロード](#)

こちらからオンライン資格確認の交付決定通知書がダウンロードいただけます。

詳細を表示

STEP 03 : 導入（電子証明書発行申請）

「電子証明書発行申請業務」を押下後の画面遷移

- 【電子証明書】解説ページが表示されます。オンライン資格確認の利用申請が完了している場合は下部の「はい 電子証明書の申請画面へ進む」を押下してください。

KB0010381

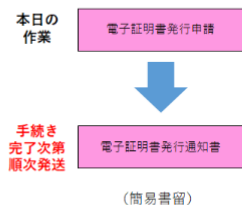
【電子証明書】解説ページ

▲ 更新者：管理者95 ・ 前 6 日前 ・ 閲覧数：2463 ・ ★★★★★

1 電子証明書発行申請の流れ

オンライン資格確認等システムで利用者がデータを安全に送受信するために電子証明書が必要です。

電子証明書の発行申請は、以下の流れで行います。



※発行通知書とは、電子証明書のダウンロードに必要なID等が記載された通知書です。

2 電子証明書発行料について

電子証明書は発行にあたり以下の費用が発生します。

電子証明書発行料 1枚あたり 1,500円

電子証明書発行料の支払方法は、以下となります。

「1：診療（調剤）報酬支払額から控除」

「2：払込請求書による振込み」

※ 「2：払込請求書による振込み」を登録した場合の振込手数料は利用者の負担となります。

電子証明書発行料の支払方法は、以下の利用申請から登録できます。

「オンライン資格確認利用開始・変更申請」

「オンライン請求に関する開始・変更届出」

※ 利用申請の登録がない場合は、電子証明書発行料の支払方法が確認できないため、

「1：診療（調剤）報酬支払額から控除」で登録させていただきます。

※ 利用申請の登録がまだの場合は、以下から利用申請を行ってください。

オンライン資格確認の
申請画面へ進む

オンライン請求の
申請画面へ進む

(利用申請が登録済みの場合は、「3 ドメイン (@より後ろ) 指定受信されている方は・・・」へ進んでください)

3 ドメイン (@より後ろ) 指定受信されている方はドメインを許可する必要があります

申請情報受付時に以下のドメインからメールが送信されます。

・「ssk.or.jp」

上記ドメインについて許可するように設定をお願いします。

【発行申請前】にシステムベンダへご相談ください。

・導入時期について、システムベンダーと事前にご相談のうえ電子証明書の発行申請をお願いします。

・申請後約5営業日※で電子証明書発行通知書が届きます。
※土・日・祝日・年末年始を除きます。

電子証明書を利用いただくには、オンライン資格確認の利用申請が必要です。

オンライン資格確認の利用申請は、行いましたか。

はい

電子証明書の
申請画面へ進む

いいえ

オンライン資格確認の
申請画面へ進む

※医療機関等向け総合ポータルサイトのユーザー申請時の情報及びこれから申請いただく情報は、オンライン資格確認利用申請、電子証明書発行申請、レセプトのオンライン請求（申請された方のみ）利用申請の業務にのみ使用します。

固定リンクのコピー

役に立ちましたか？ はい いいえ

この記事の評価 ☆☆☆☆

STEP 03 : 導入（電子証明書発行申請）

「電子証明書発行申請」を押下後の画面遷移

- 電子証明書発行に必要な費用を確認後、「同意する」を押下してください。

医療機関等向け総合ポータルサイト

事業別トップメニュー▼ お知らせ よくある質問

ホーム > 電子証明書発行申請業務ページ

● 電子証明書発行申請

電子証明書発行申請画面へ遷移します。

なお、電子証明書発行申請は1枚当たり発行料が1,500円がかかります。
上記同意の上、申請を行ってください。

同意する

同意しない

● 電子証明書申請状況照会

電子証明書申請状況照会画面へ遷移します。

照会する

前ページに戻る

STEP 03 : 導入（電子証明書発行申請）

証明書発行申請情報の入力画面

- オンライン請求ネットワーク関連システム共通認証局運用規程（CP/CPS）を確認の上、「担当部署／担当者名」「端末名称等」以下項目を入力し、「次へ」を押下してください。
- ※ ポータルサイト経由の場合、その他の項目はポータルサイトのユーザー情報が自動入力され、表示されています。修正が必要な場合はプロフィールのユーザー情報を修正してください。

- ・ 分類
- ・ 都道府県コード
- ・ 点数表
- ・ 医療機関コード
 - ※訪問看護ステーションコードを入力
- ・ 医療機関（薬局）名称
 - ※訪問看護ステーション名称を入力
- ・ 担当部署／担当者名
- ・ 電話番号
- ・ メールアドレス
- ・ 端末名称等

証明書発行申請情報の入力画面（オンライン請求ネットワーク関連システム）

申請前にオンライン請求ネットワーク関連システム共通認証局運用規程（CP/CPS）をご確認ください。

[オンライン請求ネットワーク関連システム共通認証局運用規程（CP/CPS）のPDFを開く](#)

証明書発行申請情報をすべて入力してください。

分類	n.訪問看護
都道府県コード	47.沖縄県,okinawa
点数表	6.訪問看護
医療機関コード	9999999
医療機関(薬局)名称	訪問看護ステーション名
担当部署/担当者名	
電話番号	09012345678
メールアドレス	xxxxxxx@xxx.com
端末名称等	オンライン請求/オンライン資格確認/パソコン

次へ

発行等申請の方法については、手引きをご確認ください。

[電子証明書の発行等申請の手引きのPDFを開く](#)

※電子証明書発行通知書は保険医療機関届に記載の所在地に郵送します。
・端末名称等：利用端末にどの電子証明書をインストールしたか、利用者において判別するための任意名称
（例：オンライン請求/パソコン/オンライン資格確認/パソコン 等）を入力してください。また、端末名称等を記載したラベルなどを貼り付けするなどの電子証明書をインストールした端末が特定できるよう管理願います。

STEP 03 : 導入（電子証明書発行申請）

証明書発行申請情報の申請ボタン押下後画面

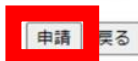
- 入力項目に不備等がなければ入力内容確認画面が表示されます。
- 入力された内容でよろしければ、「申請」ボタンを押下してください。

証明書発行申請情報の確認画面（オンライン請求ネットワーク関連システム）

以下の内容で証明書発行申請を送信します。
よろしければ「申請」ボタンをクリックしてください。
内容に誤りがあれば、「戻る」ボタンをクリックしてください。

分類	n:訪問看護
都道府県コード	47:沖縄県.okinawa
点数表	6:訪問看護
医療機関コード	9999999
医療機関(薬局)名称	訪問看護ステーション名
担当部署/担当者名	
電話番号	09012345678
メールアドレス	xxxxxxx@xxx.com
端末名称等	オンライン請求/オンライン資格確認/パソコン

- ・電子証明書の発行料は、電子証明書の申請後、申請が承認された時点（電子証明書発行日）で発生します。
発行に係る費用は、「オンライン請求ネットワーク関連システム共通認証局運用規程（CP/CPS）」をご確認ください。
- ・電子証明書発行料 1枚あたり 1,500円
- ・電子証明書のダウンロードには、オンライン請求ネットワークに接続設定をする必要があります。
未設定の場合は、システムベンダ等にご確認の上、設定ください。



STEP 03 : 導入（電子証明書発行申請）

証明書発行申請情報の入力画面

- こちらで証明書発行申請は完了です。
- 複数枚の電子証明書を申請する場合には「続けてもう 1 枚申請」を押下し、p35～p37の作業を繰り返し実施してください。
- なお、医療機関等向け総合ポータルサイトのマイページに戻る場合は、「マイページに戻る」をクリックしてください。

発行申請成功

証明書発行申請を送信しました。
ブラウザの閉じるボタン（×ボタン）で終了してください。

続けてもう1枚申請

医療機関等向け総合ポータルサイトのマイページに戻る場合は
「マイページに戻る」をクリックしてください。

マイページに戻る

STEP 03 : 導入

導入

☑チェックリスト

1. 総合ポータルサイトにおいて

- 新規ユーザー（アカウント）登録
- オンライン資格確認利用申請
- オンライン請求利用申請・開始届
- 電子証明書発行申請
 - オンライン資格確認/オンライン請求用端末を兼用する場合、電子証明書は共通になります
 - 電子証明書発行通知書は簡易書留での受け取りとなります

2. 現地での導入手続

- オンライン資格確認/オンライン請求システムのセットアップ（導入支援事業者）
- レセプト作成用端末のソフト改修（レセコン事業者）
- 接続・運用テスト

STEP 04 : 運用準備

運用準備

業務等の変更点を確認し、運用開始に向けた各種準備を行ってください

チェックリスト

業務等の変更点の確認

<具体的な作業内容例>

- ✓ 居宅等での利用者への対応やステーションでの事務などをイメージいただき、導入後の業務等の確認を行ってください。
- ✓ 上記について職員の方に説明し、運用開始に向けた準備を行ってください。


- **オンライン資格確認導入済み施設の公表について**

オンライン資格確認導入済み施設の公表について

- 利用者がマイナンバーカードの健康保険証利用に対応する訪問看護ステーションを確認できるよう、厚生労働省HPにオンライン資格確認導入済み訪問看護ステーションのリストを掲載することといたしました。
- このリストに掲載するため、訪問看護ステーションにおかれては、オンライン資格確認の導入・運用開始の準備作業が完了した時点で、「医療機関等向け総合ポータルサイト」にログインをして、「オンライン資格確認の運用開始日入力」ページより、運用開始日の入力を行っていただきますようお願いします。
- なお、運用開始日を入力することは、「訪問看護医療DX情報活用加算」の届出に係る要件の一つとなっています。

マイナンバーカードの健康保険証利用に対応する訪問看護ステーションはこちら

対象の訪問看護ステーションについては、徐々に拡大していく予定です。

▶ [X 居宅同意取得型のオンライン資格確認を導入済みの訪問看護ステーションリスト（マイナンバーカードの健康保険証利用に対応） \[127KB\]](#)  (2024年9月29日)

※本リストは訪問看護ステーションからの届出をもとに作成しております。実際の運用状況は個々の訪問看護ステーションの事情によって変わることがございます。

https://www.mhlw.go.jp/stf/index_16743.html

オンライン資格確認導入済み施設の公表について

- 運用開始日入力は、「医療機関等向け総合ポータルサイト」にログインの上、以下の手順で行うことができます。

「各種申請一覧」を押下

はじめに
導入・運用
手続書・マニュアル
利用申請について
補助金について
お知らせ
よくある質問
各種申請一覧
お問い合わせ先

「オンライン資格確認の申請はこちら」を押下

KB0011373
【訪問看護】オンライン資格確認・オンライン請求の各種申請について
更新者：一般職員11・前 4 か月前・表示回数：80584・★★★★☆
オンライン資格確認に関する各種申請を実施していただくには下記ボタンをクリックしてください。
オンライン請求に関する各種申請を実施していただくには下記ボタンをクリックしてください。
オンライン資格確認の申請はこちら
オンライン請求の申請はこちら

「運用開始日登録」を押下

オンライン資格確認
オンライン資格確認に関する情報について確認いただけます。
利用開始・変更申請
運用開始日登録
電子証明書発行申請
補助金申請
経過措置申請

バナーを押下

「運用開始日入力欄」を入力し、送信

「オンライン資格確認の運用開始日」の登録手順

①下記のバナーをクリックしログイン（ログイン済の方は「運用開始日登録」へ）

オンライン資格確認の導入準備が完了した方は「運用開始日入力」が必要です
運用開始日入力はこちら

ポータルサイト
ホーム > 業務 > オンライン資格確認 > 運用開始日登録
運用開始日登録
こちらからオンライン資格確認の運用開始日を登録いただけます。
必須
利用状況
ステータス
運用開始日入力欄
必須情報
送信

- **訪問看護ステーションにおけるポスター・リーフレット等について**

訪問看護ステーションにおけるポスター・リーフレット等について（1/2）

厚生労働省ホームページより、マイナ保険証利用促進のための利用者向け周知広報物（ポスター・リーフレット等）をダウンロードいただけます。ぜひ利用者宅等での周知にご活用ください。

施設掲載用ポスター

とっても簡単！マイナンバーカード
訪問看護版

1 同意の確認
診療・服薬・健診情報の利用について確認してください。

2 本人確認
4ケタの暗証番号を入力してください。

3 資格確認
マイナンバーカードを読み取らせてください。

4 確認完了
カードをご利用ください。

医療DXを通じた質の高い医療の提供にご協力ください。

利用者配付用リーフレット（概要版）

訪問看護を利用する際は、**マイナ保険証が資格確認書をご提示ください**
※従来の健康保険証の有効期限は終了しました

とってもカンタン！ぜひ**マイナンバーカード**をご利用ください

1 同意の確認
診療・服薬・健診情報の利用について確認してください。

2 本人確認
4ケタの暗証番号を入力してください。

3 資格確認
マイナンバーカードを読み取らせてください。

4 確認完了
カードをご利用ください。

（更新時の申請は不要）

- マイナ保険証をお使いの場合は、マイナンバーカードの券面にある**電子証明書**の有効期限をご確認の上、期限切れにご注意下さい。
※券面に記載がない場合は有効期限は、発行から5回目の誕生日までです。マイナポータルでも確認できます。

0120-95-0178
マイナンバーカードの運用開始に際しては、マイナポータルでマイナ保険証の有効期限を確認してください。マイナポータルでマイナ保険証の有効期限を確認してください。マイナポータルでマイナ保険証の有効期限を確認してください。

利用者配付用リーフレット(マイナ保険証のメリット)

訪問看護を利用されている方へ

マイナンバーカードを健康保険証としてご利用ください
※看屋師等が準備したモバイル端末等で読み取ります。

健康保険証として利用するメリット

一人ひとりの過去の診療・薬剤情報などに基づいたより良い訪問看護が受けられます

訪問看護ステーションを利用する際、診療・薬剤・特定健診情報の提供に同意すると、ご自身の健康・医療情報に基づいたより適切な看護などにつながります。

高額療養費制度を活用する場合の書類での事前申請が不要になります

高額な医療費が発生した場合でも、事前の申請をせずに高額療養費制度が適用され、一定額以上の支払いが不要になります。

訪問看護での資格情報（医療保険）の毎回の提示が不要になります

訪問看護を継続的に利用している場合、訪問看護ステーション内で資格情報を確認できるため、毎回提示する必要がなくなります。

例）診療・薬剤の情報

項目	2023/02/01	2021/03/06
年齢	73.6	73.6
身長	76.2	74.4
体重	94.8	93.1
血圧	110/70	110/70
血糖値	110	110
コレステロール	252	247
尿酸値	23.9	24.8
腎機能	25.2	25.2

厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

<https://www.mhlw.go.jp/content/1240000/001262396.pdf>

このポスターは「訪問看護医療DX情報活用加算」の提示する施設基準を満たします。



<https://www.mhlw.go.jp/content/1240000/001305315.pdf>



<https://www.mhlw.go.jp/content/12400000/001370308.pdf>



- ホームページ・問い合わせ先のご案内



ホームページのご案内

医療機関等向け総合ポータルサイトでは訪問看護(医療保険分)におけるオンライン資格確認、診療報酬情報提供サービスでは訪問看護レセプト(医療保険請求分)におけるオンライン請求に関する最新情報を発信しています。定期的に下記2つのホームページへアクセスいただきますよう、よろしくお願いいたします。

医療機関等向け総合ポータルサイト



<https://iryohokenjyoho.service-now.com/csm>

診療報酬情報提供サービス

-- Various Information of Medical Fee --

トップページ | 診療報酬改定 NEW | 基本マスター関連 | レセプト電算処理関連 | 薬剤分類情報閲覧システム | その他

訪問看護レセプト(医療保険請求分)の電子化に関する情報

令和6年7月請求分(令和6年6月指定訪問看護実施分)から、訪問看護レセプトは「紙」ではなく「電子」で作成し、ネットワーク回線によりオンラインで請求することになります。

以下に掲載する資料は、訪問看護(医療保険請求分)のオンライン請求に関する内容についてシステムベンダ向けに整理したものです。各資料の内容については令和4年度診療報酬改定の情報を反映していますが、今後、令和6年度診療報酬改定等により変更が生じることとなります。

なお、訪問看護におけるオンライン資格確認・オンライン請求に関する最新の情報については、[医療機関等向け総合ポータルサイト](#)に掲載しておりますので、適宜、ご確認ください。

1 記録条件仕様案(訪問看護)

記録条件仕様とは、電子レセプトの規格や授受方法、また、記録する項目内容、記録順序、長さ、属性といったファイルの構成を定めたものです。

- ・記録条件仕様案(一次請求) [\(前回掲載からの変更内容\)](#)
- ・記録条件仕様案(レセ電コード) [\(前回掲載からの変更内容\)](#)
- ・記録条件仕様案(返戻・返戻再請求) [\(前回掲載からの変更内容\)](#)

診療報酬情報提供サービス





https://shinryohoshu.mhlw.go.jp/shinryohoshu/html/rece_nur_sing_menu.jsp


お問い合わせ先のご案内

ご不明な点がございましたら、以下のサポートデスクにお問い合わせをお願いします。お問い合わせ先は、**オンライン資格確認**と**オンライン請求**で異なりますので、ご注意ください。自施設に適した必要な機器や具体的な導入のスケジュール調整などは**導入支援事業者等**へご相談ください。

オンライン資格確認等 コールセンター

(医療保険分) オンライン資格確認の 概要・各種届出書類
導入・準備に係る対応 (例:モバイル端末等)
運用テストに係る対応や スケジュールの詳細
オンライン資格確認/ オンライン請求の兼用端末
電子証明書に係る対応

電話 	<ul style="list-style-type: none">● 営業時間: 平日8:00~18:00 土曜日8:00~16:00 (いずれも祝日を除く)● 電話番号: 0800-080-4583 (通話無料) ※お問い合わせの際には、はじめに訪問看護ステーションコード、訪問看護ステーション名をお伝えいただきますようご協力をお願いいたします。
お問い合わせフォーム 	<ul style="list-style-type: none">● 操作手順 返信用の連絡先とお問い合わせ内容を入力し送信することで、担当者から回答があります。 ※回答までに日数を要する場合があります。



アクセスは[こちら](#)

オンライン請求 サポートデスク ヘルプデスク

オンライン請求システムの 操作、オンライン請求用端 末の設定
ネットワーク回線

電話 	<ul style="list-style-type: none">● 営業時間: 平日8:00~21:00 休日(土曜日、日曜日及び祝日)を含む (8日から10日は8時から24時、13日から月末は9時から17時 いずれも休日(土曜日、日曜日及び祝日)を含む)● 電話番号: 0120-60-7210 (通話無料)
電話 	<ul style="list-style-type: none">● 営業時間: 平日9:00~17:00 休日(土曜日、日曜日及び祝日)を含む (5日から7日は8時から21時、8日から10日は8時から24時 いずれも休日(土曜日、日曜日及び祝日)を含む)● 電話番号: 0120-220-571 (通話無料)

問い合わせ先のご案内

訪問看護ステーションにおけるオンライン資格確認及びオンライン請求の導入に当たっては、まず①オンライン資格確認の導入支援事業者及び②現在契約しているレセプトコンピュータ事業者にご相談ください。

#	導入支援事業者名	商品紹介URL等	対象エリア	導入までにかかる期間	問い合わせ先
1	リョーサン菱洋株式会社	https://ryoyo-embedded-solutions.jp/onlineshikaku/	全国（離島、山岳地区は別途ご相談）	約2か月	○電話番号：050-1706-2965 受付時間：平日9:00～17:00（年末年始を除きます） ○お問い合わせフォーム： こちらをクリック
2	リコージャパン株式会社	https://www.ricoh.co.jp/products/list/ricoh-online-eligibility-verification-system/visiting-nursing	全国（離島、山岳地区は別途ご相談）	約2か月	○電話番号：0120-892-111 受付時間：平日9:00～17:00（年末年始を除きます） ※下記の「お問い合わせフォーム」でご連絡いただきますと、後のご連絡がスムーズです。 ○お問い合わせフォーム： こちらをクリック
3	株式会社NTTデータ中国	https://www.healthcare-on-demand.jp/onshi/houkan.html	全国（離島、山岳地区は別途ご相談）	約2か月	○電話番号：082-567-4810 受付時間：平日9:00～17:00（年末年始を除きます） ○メール： houkan@its-center.net
4	NTT東日本（東日本電信電話株式会社）	https://business.ntt-east.co.jp/content/online-shikakukakunin/hokan.html	NTT東日本エリア	約2か月	○電話番号：0120-087-033 受付時間：平日9:00～17:00（年末年始を除きます） ○お問い合わせフォーム： こちらをクリック
5	NTT西日本（西日本電信電話株式会社）	https://www.ntt-west.co.jp/smb/online-shikaku/houmonkango/	NTT西日本が提供するフレッツ光サービスの提供エリア	約3～4か月	○電話番号：0120-087-033 受付時間：平日9:00～17:00（年末年始を除きます） ○お問い合わせフォーム： こちらをクリック
6	株式会社C・S・R	https://csresolution.jp/wp-content/themes/csr/images/business/nurse-online-license.pdf	全国（沖縄県・離島・山岳地区は別途ご相談）	約2か月	○電話番号：03-6907-3017 受付時間：平日9:00～18:00（年末年始を除きます） ○メール： onshi@csresolution.jp

※ 導入支援事業者においては、オンライン資格確認を導入するためのパッケージ商品（オンライン資格確認のために必要な資格確認端末の搬入・設定、必要なネットワークの敷設等の必要な対応を一括で支援・提供するサービス）の販売しています。

※ 導入にかかる期間は契約内容や訪問看護ステーションの環境によって異なります。

- **＜参考＞ 関連リンク・用語集**



<参考> 関連リンク集

- ・ 訪問看護ステーションへのオンライン請求・オンライン資格確認の導入に係る関連リンク集は以下の通りです。

① オンライン請求

■ 「厚生労働省ホームページ」

URL : https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000190624_00002.html

- 関係通知、届出書の様式

■ 「社会保険診療報酬支払基金 訪問看護レセプトのオンライン請求特設ページ」

URL : https://www.ssk.or.jp/oshirase/special_houkanr0601.html

- 訪問看護事業所の皆様へ

「オンライン請求に係る申請」、「オンライン請求で使用する機器について」、「セキュリティ関係」、「オンライン請求システム操作手順書」、「電子証明書関連」、「初期設定・ネットワーク設定編」、「オンライン請求システムの稼働時間等」 など

- オンライン請求システムに係る運用規定・利用規約等

「オンライン請求ネットワーク関連システム共通認証局運用規定」、「オンライン請求システム利用規約」、「オンライン請求システムに関するQ&A」 など

<参考> 関連リンク集

- ・ 訪問看護ステーションへのオンライン請求・オンライン資格確認の導入に係る関連リンク集は以下の通りです。

② オンライン資格確認

■ 「厚生労働省ホームページ」

URL : https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_08280.html#hokensho8

- 「訪問診療等におけるオンライン資格確認導入後の業務フロー」
- 「訪問診療等におけるオンライン資格確認等システムの導入に関するシステムベンダ向け技術解説書」
- 「資格確認端末において満たすべき要件（訪問看護ステーション）」

■ 「医療機関等向け総合ポータルサイト」

URL : https://iryohokenjyoho.service-now.com/csm?id=csm_index

- 「訪問看護レセプト(医療保険請求分)のオンライン請求に必要な機器等について」
- 「導入支援事業者の問い合わせ一覧」
- 「オンライン請求及びオンライン資格確認等システム接続可能回線・事業者一覧表」

<参考>用語集（1/2）

用語	内容
マイナンバーカード	氏名、住所、生年月日、個人番号、その者の写真、その他その者を識別する事項のうち政令で定める事項が記載されたカードのこと。ICチップにJPKI認証局が発行する署名用電子証明書と利用者証明用電子証明書が格納される。
オンライン資格確認等システム	支払基金・国保中央会が管理しているシステムで、保険医療機関・保険薬局・訪問看護ステーションや医療保険者等を、全国規模のネットワーク回線で結び、ネットワーク回線で結ばれた医療機関等からの照会を受けて、利用者の保険資格情報等を提供するもの。
モバイル端末等	利用者宅にて訪問時にオンライン資格確認等を行うためのスマートフォン・タブレット・ノートPC等の端末のこと。
訪問看護レセプト（医療保険分）	訪問看護ステーションが保険者等に訪問看護療養費を請求する際に使用する明細書のこと。
訪問看護ステーション	健康保険法第八十九条記載の通り、厚生労働省令で定めるところにより、訪問看護事業を行う者の申請により、訪問看護事業を行う事業所として定義され、「訪問看護ステーション」と表現されるもの。
オンライン請求システム	訪問看護ステーション・保険医療機関・保険薬局や医療保険者等を、全国規模のネットワーク回線で結び、レセプト電算処理システムにおける診療報酬等の請求データ（レセプトデータ）をオンラインで受け渡す仕組みを整備したシステムのこと。
ネットワーク回線	コンピュータ等同士を接続するための回線のこと。本資料では主に、医科等レセプトのオンライン請求で使用されている、インターネットから分離された安全性の高いネットワークを指し、訪問看護レセプト（医療保険請求分）のオンライン請求においても使用されるもの。
支払基金	「社会保険診療報酬支払基金」の略称である。国保中央会と共にオンライン資格確認等システム、オンライン請求システムの運用主体となる団体のこと。
国保中央会	「国民健康保険中央会」の略称である。支払基金と共にオンライン資格確認等システム、オンライン請求システムの運用主体となる団体のこと。
オンライン資格確認/ オンライン請求用端末	訪問看護ステーションにおいてオンライン資格確認を導入する際に必要な資格確認端末である。訪問看護レセプト（医療保険分）のオンライン請求に係る端末と兼用が可能である。
資格確認端末	本資料においては、「オンライン資格確認/オンライン請求用端末」と同義である。

<参考>用語集（2/2）

用語	内容
オンライン資格確認/ オンライン請求用端末	訪問看護ステーションにおいてオンライン資格確認を導入する際に必要な資格確認端末である。訪問看護レセプト（医療保険分）のオンライン請求に係る端末と兼用が可能である。
資格確認端末	本資料においては、「オンライン資格確認/オンライン請求用端末」と同義である。
IP-VPN/ IPsec+IKE	IP-VPN接続は閉域ネットワークで、インターネットを経由しない方式を指す。 IPsec+IKEを用いたインターネット接続は、オープンなインターネット環境の中、通信経路を暗号化して送信することにより、IP-VPN接続と同等のセキュリティを確保したもの。
審査支払機関	診療報酬の「審査」及び「支払」について、医療保険者等の委託を受けて実施する機関（社会保険診療報酬支払基金と47の国民健康保険団体連合会の総称）のこと。
レセプト作成用ソフト	本資料においては、医療保険請求・介護保険請求問わず、訪問看護レセプトの請求に利用することのできる既製のソフトウェアのこと。
レセプトコンピュータ (レセコン)	訪問看護療養費レセプト（医療保険分）を作成する際に利用する端末のこと。
レセプト作成用端末	本資料においては、「レセプトコンピュータ（レセコン）」と同義である。
レセプト作成用端末・ ソフトベンダ	オンライン請求に係るレセプト作成用ソフト改修・接続試験・適用、オンライン資格確認に係るレセプト作成用ソフト改修・接続テスト・適用に係るサービスを行っているベンダとなる。
導入支援事業者	オンライン資格確認・オンライン請求を導入するために必要な資格確認端末の搬入・設定、必要なネットワークの敷設等の必要な対応を一括で支援・提供するサービスを行っている事業者。